

I 職業紹介事業

建設労働者等の需給調整機能の一端を担うセンターとして、地域求職者の雇用環境の向上に向け、求人者からの適切な求人申込みにもとづき、受理した全ての求人を大型モニターや窓口掲示を通じて労働条件の明示を行ない、就労のマッチングを図った。

求職者に対しては、丁寧に求人内容を説明し、職歴や資格・希望職種等のニーズを把握し、求職者に寄り添った継続的・包括的な相談を進め、適格者紹介を一層推進した。

また、複合的な生活課題を抱えている就労困難者への支援も必要となっており、日雇就労から段階的に就労自立を目指すアプローチ就労への援助も進めた。

求職者の働き方も多様化しているため、建設業等の日雇就労だけでなく、警備業・清掃業・介護業・運輸業・倉庫業に関わる就労、1日2~3時間程度の短時間就労、週1~3日程度の就労等、ニーズに沿った多様な職種の求人開拓を行ない、その求人の広報をわかりやすい用語を用いて発信し、積極的な広報活動に努めた。

求人活動の適正化については、事務所東側に設けられた駐車場の空き情報の提供等を行ない、公平な求人場所の提供に向けた取り組みや職業紹介の円滑化を図った。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が影響し、建設業界においては、工事の中止、工期の遅延、資材納入の遅れや自肃体制による受注の減少等、様々な影響を受けた。あいりん地域では、建設関連の求人が大多数を占めているため、このことが直接影響し、求人数は前年度比約3割の減少となった。

その一方で、建設業界では若年者の入職数が少なく、依然として人手不足感は強く、その解消に向けた継続的な対応が課題となっている。センターでは、「魅力ある職場づくり」を図るため、雇用管理改善等の取り組みを通して、「(就労版)再チャレンジ可能なまちづくり」を実現できる無料職業紹介所を目指した。

令和2年度の経営目標である就職率は80.3%となり、年度目標の80%を達成することができた。

1 職業紹介

(1) 早朝の現金求人（現金払いの日々雇用）

① 早朝窓口紹介による現金求人

早朝5時から業務を開始し、大型モニターや窓口掲示での労働条件明示、求職者ニーズの聞き取り、それらの情報を就労支援システムに蓄積することや早朝現金求人の広報に努め、センターの介在を強化した結果、紹介数は前年度の約1.6倍の161名となった。

※ 「就労支援システム」とは、サーバーにより求人情報を集中管理し、その情報を事務所内のサイネージ(テレビモニター)にて表示し、求職活動を促すもの。また、求職者の相談内容や紹介先情報も一元的に管理可能となるシステム。

② 相対方式による直接募集求人の労働条件明示支援

求職者が労働条件の把握をスムーズに行なえるよう、求人者に対し、センター登録と求人申込みの促進を行なった。求人を受理した求人者には、求人票(控)を交付し、更に求人募集支援として、希望する求人者には求人票(控)A3版を交付した。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、求人数は171,399人と年度目標数26万人に34%足らなかったが、地域で募集を行なう求人者に対し、求人条件の把握、印紙購入通

帳の更新、及びその確認やセンターへの求人申込の指導を徹底した結果、地域全体の求人に対し、センターに求人の申し込みがあった相対方式求人は117,087人となり、68.3%(前年度は59.4%)を占めた。

[第1表-1～8、図表①～⑤]

※「相対方式」とは、求人者と求職者が直接面談し、両者の合意により雇用契約が成立する形態である。

(2) 窓口紹介による契約求人（30日以内の雇用）

地域の契約求人を窓口へ集約化する働きかけを求人者に行なうとともに、集約化された求人を大型モニターと窓口で掲示し、求職者の就労機会の拡大を図った。

また、事業所の特色、求人内容、所在地までの経路等の写真等を用い、ビジュアル化することで求職者へ分かりやすく説明した。求人者には、センター事務所内で求人者と求職者との面接場所を設けている点等を説明し、面接を通じた適格者紹介に対する理解を求め、窓口利用を促進した。

地域の契約求人は127,346人と新型コロナウイルス感染拡大の影響で前年度比11.9%減少した。窓口の契約求人については、地域で募集を行なう求人者等に窓口利用の促進を強く依頼した結果、71,917人と前年度比4.5%の減少にとどまり、感染拡大の影響を最小限に抑えることができた。

[第2表-1、第2表-1-②、図表⑤・⑥]

(3) 窓口紹介による現金求人（現金払いの日々雇用）

現金求人を希望する求職者が多いことから、求職者ニーズを求職相談や就労支援システムで把握すること、また、求人者との面談の場を提供することを通じ、適格者紹介に努めた。

令和2年度の窓口求人数は、前年度比で約41%の減少となった。あらゆる機会を通じ求人者に窓口求人依頼を行なったが、新型コロナウイルス感染拡大が強く影響した。また、早朝窓口紹介による現金求人に移行し、求人募集を行なう求人者が増加したことも減少の原因となった。

[第2表-2]

(4) 窓口紹介による一般求人（30日を超える長期の雇用）

求職者に職業選択の幅を広げ、職種転換や短時間就労等のニーズに応えるため、幅広く求人の開拓を行なった。求人の情報は、窓口前に一般求人専用のモニターを設置し、求人内容や会社の概要等をビジュアル化し、その明示を図った。

求職者に対しては、職歴や資格等の聞き取り、履歴書の確認や書き方の指導、面接日の調整等の求職相談を経て、安定就労先へのマッチング、また、生活が困窮している求職者には、宿舎、食事の提供、給料の支払いが融通可能(日払い、週払い)なアプローチ就労先へのマッチングを図った。

[第3表]

(5) 高年齢者職業紹介

55歳以上の求職者ニーズに沿った求人開拓に努め、一人一人に寄り添った求職相談、就労支援を行なった。

また、高齢者特別清掃事業(特掃)として、就労機会が減少し、生活に困窮している55歳以上の地域で日雇労働をしていた求職者からの申込みを受け、登録制の輪番紹介を行なった。

① 高年齢者窓口紹介

高年齢の求職者からは、日雇求人に限らず、短時間就労や清掃等の軽作業求人等、多様な

求人が求められている。このため、求職者の体力や生活資金等を考慮し、それぞれの状況に寄り添った紹介に努めた。

また、職業相談を通じ「利用者カード」を発行し、清掃や介護補助等の多様な求人を案内することで、より的確な紹介を行なった。
〔第5表、図表⑦〕

※ 「利用者カード」とは、新規来所者に対して、統一した聞き取り表とともに相談記録台帳を作成し、個別の番号を付与するもの。利用者がセンターの様々なサービスを希望する際に、カードの提示を求める。就労支援システムによる電子カルテ化で、個人情報の適正な管理とともに利用者の利便性の向上を図っている。

②「高齢者特別清掃事業（特掃）」の輪番紹介

就労機会の確保が難しくなる高年齢日雇労働者を対象とした特掃の登録者に、毎日、就労場所（仮センター駐車場作業員・旧センター周辺清掃・地域外清掃・道路清掃・市有地・近隣地域外・シェルター清掃）別に輪番紹介を行なった。

〔第6表-1、第7表、図表⑦・⑧〕

また、早朝時間帯の就労となる仮センター駐車場作業員（早朝・午前）、及び、旧センター周辺清掃（早朝）については、前日に当日の輪番紹介を行なった。

令和2年度は、一人当たり月平均8回の紹介を行なった。

新型コロナウイルス感染症予防対策として、大阪府や大阪市、NPO 釜ヶ崎支援機構と調整を図り、紹介場所等の変更について適宜広報を行なった。また、紹介時に、換気、特掃カードの受け渡しから非接触化へ、また、三密を避けるために入口と出口の設定、一定の間隔を空けた整列を徹底し、通常通り輪番紹介を行なうことができた。

〔第6表-2、図表⑦・⑧〕

（6）「求職者」の開拓、「求人情報」等の提供

あいりん地域で求職活動を行なっている求職者について、地域の支援団体等と連携を図り、情報収集を行なった。更に、センターで作成した窓口求人一覧表、窓口紹介の流れ等を記載したチラシの掲示を支援団体に依頼したほか、わかりやすい用語を用いホームページ等で積極的に広報を行なう等、より広範囲に情報を提供した。また、求職者開拓を強化するため、地域の各支援団体や生活困窮者自立支援法にもとづく事業実施窓口とも連携を深め、求職相談を行なった。

2 求職相談

（1）一般求職相談

令和2年度は、積み上げてきた利用者カードと新しい就労支援システムの活用に加え、センターを介さず就労する求職者、及び、センター技能講習資格取得者を利用者として取り込むことで、より広範囲の求職者に求職相談を行なった。

新型コロナウイルス感染拡大のなか実施した第1回 NISHINARI 就職応援フェア(P4 3 (1)①)に続き、第2回 NISHINARI 就職応援フェアを令和3年3月11日（木）に開催した。第1回に続き大阪市西成区保健福祉センター分館との連携を図り、窓口への誘導を依頼した結果、来所した求職者は31名で、その内19名と求職相談を実施し、5名を求人者等につなぐことができた。第2回は、大阪港労働公共職業安定所の就労支援ナビゲーターとの連携を図り、ハローワークの一般求人にも対応できる形で求職相談を行なった。また、大阪府西成警察署防犯コーナーの協力も得て求職者へ衣類を提供した。
〔第4表〕

※ 「NISHINARI 就職応援フェア」とは、従前の利用者に加え、生活保護受給者のうち就労自立支援等の対象になっている求職者の就職も応援するため、地域関係機関(大阪市西成区保健福祉センターフィラム等)と連携、また、事業所座談会を共催することで、センターに登録している求人者を集め、求職者と求人者間の面談やマッチングをその場で提供する企画。

(2) 高年齢者求職相談

高年齢の求職者は、就労意欲はあるが、体力や生活資金等の問題を抱えているケースがあり、相談が多様化するため、求職者に寄り添った対応が必要となる。

求職相談内容により、一般作業での就労が困難な場合は、高齢者特別清掃事業やあいりん地域環境整備事業等、求職者のニーズに添った多様な求人を案内した。 [第7表]

3 仮事務所の駐車位置を中心に求人事業所の指導及び就労経路の正常化促進

駐車場、及び、その周辺で求人募集している求人者に対し、求職者が安心できる就労機会が得られるよう、適正で円滑な就労の正常化に取り組んだ。

センターを利用する求人者に対しては、職業紹介の円滑化に加えて、待合場所等を面談場所として提供し、「有効にマッチングできる場」として利用してもらえるような働きかけを実施した。

また、主に駐車場周辺で募集活動を行なう求人者に対しては、適正な駐車場の利用と募集活動を指導するとともに、地域で日雇求人の募集要件を満たさない未登録の求人者等には、助言や登録指導等を行なったうえで求人数の把握や労働条件の確認に努めた。

特に、労働条件の違反等が判明した求人者には、問題解決に向けて対応を図り、適切な労働契約を締結するよう促した。

求職者に確かな求人情報を提供するために、訪問・電話・文書を通じて事業実態を把握し、求人内容の確認を行なうとともに、求人者の特徴やアピールポイント等の情報も把握し、マッチングに向けての活用を図った。 [第8表-1~6]

(1) 事業所指導

① 事業所懇談会

例年、事業所懇談会では、関係機関や求人者等が多く集まる。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、会場の確保や三密回避等の感染防止対策が困難であったため、中止とした。

しかし、関係機関や求人者とのつながりの機会を継続させるために、代替イベントとして、NISHINARI 就職応援フェアを令和2年11月4日（水）に開催した。

来所した求職者は27名で、その内16名と求職相談を実施し、8名を求人者につなぐことができた。特に、生活保護受給者の就労活動のきっかけとなったことで、大阪市西成区保健福祉センターフィラムとの連携を深めることができた。

② 事業所座談会

7月に「新型コロナに関する助成金等の種類や申請方法について」、11月に「人手不足解消のための取り組み」、3月に「求人事業所調査から見えたもの」を各テーマに3回開催し、延べ23事業所27名が参加した。

新型コロナウイルス感染拡大での仕事の状況、宿舎や現場における感染防止対策、宿舎に入らうための工夫等、事業所間での情報交換の場としての活用も図ることができた。

③ 雇用管理改善の促進

中小規模の登録事業所を対象に、人材の確保や確保した人材が継続的に働く環境を整えてもらうために、労働条件の改善、福利厚生面の充実や助成金の活用等を目的に、その専門職である社会保険労務士に職員が同行し、求人者への訪問を6回実施した。求人者の相談内容は、社会保険の適用要件や労働条件通知書の様式等、基本的なアドバイスを求めるものが多かった。また、コロナ関連だけでなく、健康診断や宿舎改善に関する助成金の相談もあり、資料を整えたうえで再度訪問した求人者もあった。

④ 登録事業所への調査

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間に現金求人、契約求人を行なった登録事業所145社を対象に電話やFAX等で実態調査を行ない、事業状況、求人動向や宿舎の状況等を聞き取った。

今回の調査では、前年度と比較して仕事量が「減少した」と回答した求人者の比率が前回調査の約4倍となり、新型コロナウイルス感染拡大により様々な影響を受けている状況がある一方で、仕事が減少し求職者が離れたまま戻らず、人手不足に陥るという悪循環が続いていることもわかった。

また、重点項目として、新型コロナウイルス感染症が求人者に及ぼした影響や外国人の雇用状況も聞き取りを行なった。

[第8表-7]

⑤ 労働・社会保険の適用、建設業退職金共済制度への加入状況の把握と促進

求人者には、円滑な求人受理をすすめるために、日雇雇用保険の更新について確認を徹底し、令和2年度は125社が更新していることが確認できた。併せて、関係機関と連携し、文書送付や求人者を訪問し、健康保険日雇特例の適用促進を図り、本制度が定着するよう努めた。

また、建設労働者の退職金制度として作られた建設業退職金共済制度への加入状況の把握も行なった。これらを通じて、労働条件違反等がある求人者に対する助言や指導を行ないながら人材確保の支援を実施した。

⑥ 「求人の受理」の適正化

求人の受理において、求人担当者と求人者との雇用関係の明確化を図るため、求人担当者に専用のカード(求人担当者カード)の交付を行なった。令和2年度は、147名分配付した。

(2) 就労正常化の促進

① 就労正常化促進特別指導

毎日早朝5時からの業務開始に伴い、駐車場、及び、その周辺において労働条件の明示や適正な労働契約の締結等を図るため、就労あっせんの正常化を促進する取り組みを行なった。特に、駐車場周辺で募集活動を行なう求人者に対しては、窓口求人の利用を促進した。地域で日雇求人の募集要件を満たさない未登録の求人者等には、助言や登録指導等をしたうえで求人数の把握を行なった。

また、月に1回～2回は上記の他に重点項目を設定し、求人動向や賃金額の把握等を含め、適切な指導を行なった。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言等で地域に求人に来る求人が大きく減少したが、仕事量が一定保てている求人者には現金窓口求人の依頼を行ない、仕事量が減少している求人者には社会保険労務士による助成金等の無料相談を勧奨した。

[第8表-1]

② 求人事業所調査

駐車場において、早朝の時間帯を除いた時間に、適正な求人活動を促すため指導を行なった。更に、週に2回、「求人事業所調査指導日」を設定し、駐車場、及び、その周辺で求人している求人者に対し、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」にもとづく募集方法や窓口求人の利用促進、及び、夏場の熱中症対策・学生が休みとなる期間に未成年者雇用の注意点といった時季に応じた求人者への指導等を行なった。また、未登録の求人者や日雇求人の募集要件を満たさない求人者が判明した場合、直ちに登録指導等を行なった。

特に、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策の強化を依頼し、事務所や宿舎、現場等で実施している対策については、求職者にわかりやすく伝えるために求人票に消毒液やマスクのイラストシールを貼付して掲示し、人材確保の一助となるように努めた。

[第8表-1]

4 就労機会の確保のための求人開拓事業

求職者ニーズの多様化に伴う様々な業種の求人者の確保や近年求人実績がない求人者への求人の掘り起こしを行なうよう努め、とりわけ、技能資格取得者、建設業以外の産業への職種転換希望者、建設業未経験者の受け入れ先の求人開拓を行なった。

紹介窓口来所者や技能講習受講者、総合支援の相談者はもちろんのこと、大阪市のサービスハブ事業受託者や三徳寮からの誘導による求職者等、地域の関係機関からのニーズにもマッチした求人開拓を実施した。

産業別では、建設業144社・清掃業25社・運輸業16社・警備業14社・製造業6社・介護業2社・物流業1社・その他4社で合計212社を訪問した。 [第8表-1～2]

※ 「総合支援」とは、緊急支援・就労支援・技能講習等を組み合わせた多面的な支援、他機関との連携も含めた包括的支援をいう。

(1) 新規開拓

従来からの就労先の確保に加え、新たに地域に職を求める求職者や総合支援を必要とする求職者の就労機会を確保するため、人材を確保したい求人者側のニーズと就労の機会を増やしたい求職者側のニーズのマッチングが求められている。

そのため、ハローワークの求人情報をはじめ、各種求人情報誌・新聞広告・インターネットでの求人情報等、あらゆる媒体から情報を収集し、訪問や求人勧奨パンフレットの送付により各ニーズに沿った新規求人開拓を行なった

令和2年度の新規登録事業所23社の産業別内訳は、建設業11社・警備業3社・清掃業3社・運輸業1社・介護業1社・その他4社であった。 [第8表-1]

(2) 雇用勧奨

① 雇用勧奨

近年求人実績のない求人者や地域から雇用実績がある日雇求人者に対し、センターに求人申込みを促し、訪問や文書等により雇用勧奨を行なった。

また、一般求人を受理した求人者や新規求人開拓で登録を行なった求人者に対して、継続して雇用勧奨を行なった。 [第8表-2]

② 高年齢者雇用奨励

高年齢求職者向けの雇用を確保するため、短時間就労が可能な求人や清掃業・警備業等の職種で、高年齢者が就労可能な求人者に対し、求人開拓・雇用奨励を行なった。

[第7表]

NISHINARI 就職応援フェア

2020年11月4日(水)

主催：公益財団法人 西成労働福祉センター

相談無料

コロナの影響で仕事を失った
高齢で、新たな仕事を探すのに苦労している
自分の仕事を理解しているが気がつかない
お仕事に関するお悩みの方
ぜひお越しください！
その場で、事務所の求人担当者と気軽にお話しできます！

時間 9:30～12:15

会場 西成労働福祉センター
技能講習室

主な職種 建設・清掃・介護・警備など

- ✓ 日払い 選払い
- ✓ 家賃補助など
- 各種扶助可能！

窓口メールによる選別に手間を掛けてしまいますが
メールでご連絡される際は「右名前」をご記入ください
ご連絡の際は、必ず郵便局宛てに記入ください

TEL: 06-6632-3200
mail: info@osaka-nrfc.or.jp

2020年度 求人事業所調査まとめ
公益財団法人西成労働福祉センター

コラム① 感染予防対策の求人票への明示について

センターの紹介窓口では、サイネージ(モニター)と窓口上部の2か所で日雇求人を掲示しています。求人票には、事業所名、仕事の内容、賃金などを記載していますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をうけ、マスク着用と消毒液設置を実施している事業所の求人に、シールの貼付を始めました。窓口に来所する求職者が、各事業所が行なっている感染予防対策を一目でわかるようにし、安心して就労してもらうためです。あわせて、宿舎でWi-Fiを利用できる契約求人にもシールを貼付しています。今後も、よりわかりやすい求人掲示を目指していきますので、ご協力をお願いいたします。

コラム② 常用求人のモニター表示について

2020年2月より、センターの南側出入口に、常用求人専用モニターを設置しています。センターに来所する求職者のなかには、「将来的には建設会社で正社員になりたい」「高齢になったので清掃員や満掃員に転職したい」という日雇労働者や、ハローワーク等で就職活動をしているものの条件が合わず就職に結びつきづらい生活保護受給者や刑余者など、さまざまなものから常用就職を目指している方がいます。常用労働者も募集してみようかな…とお考えの場合は、ぜひ一度ご相談ください！

II 労働福祉事業

地域労働者の置かれている雇用環境は依然として厳しく、ホームレス化などの生活基盤の脆弱化を防ぐため、個別的・継続的・包括的支援を実施する必要があり、労働・労災相談、医療・生活身上相談、労働者援護など、就労支援の一層の充実を図った。

日々寄場を利用している方や総合支援来所者に「利用者カード」を発行し、労働者ニーズの把握の強化に引き続き取り組んだ。

また、複合的な生活課題を抱える就労困難者への支援を行なうため、関係機関や地域の支援団体との連携を深めた。

1 賃金等労働条件に関する相談

令和2年度の賃金等労働条件に関する相談は、新規相談が138件と前年度比21.6%の減少、継続相談が134件と前年度比20.7%の減少となった。新型コロナウイルス感染症の拡大、緊急事態宣言で現場が止まった影響により、労働相談件数が減少した。

初回相談・相談終結時の対応力の向上に努め、ケース検討を通じて相談能力の向上を図った。

また、法令違反の疑いや相談が多い事業所には、事業所指導・訪問を行なうなど、問題の解決に取り組んだ。

さらに、大阪労働局との連絡調整会議を通じて、関係法令への理解を深め、困難な相談ケースの解決に努めるとともに、労働基準監督署を訪問し、労働・労災相談や労災休業補償給付立替貸付事業についての理解を得て、円滑な業務の運営を図った。
〔第9表-1〕

2 労災相談及び労災休業補償立替貸付事業

労働者が労働災害に遭った場合、その相談に応じ休業期間中の生活の安定を図るため、休業補償給付の立替貸付を行なった。

また、立替貸付期間中に生活上の問題点を聴き取り、労災治癒後に安定した就労・生活が送れるよう、必要な支援を行なった。

(1) 労災相談

現場の安全対策の不備と労働者の知識・経験不足とがあいまって、重大事故・重症化に結びつく傾向が続いている。そのため「センターだより」等を活用した啓発に取り組み、労災トラブルの予防と受傷者の窓口誘導とに取り組んだ。

労災の立替貸付においては、新規にやりとりする医療機関に通院する受傷者の割合が高い傾向が続いており、事業説明や協力要請が必要で、その手続きに労力を要した。また、治癒後の生活について、本人が長期的視点に立って考えることができるような働きかけに努めた。

現場が止まった影響により、労災相談件数が減少した。
〔第10表〕

(2) 事業主証明の請求並びに代理請求に係る連絡調整事務

療養・休業補償・障害補償費などの取り扱い件数を反映し、前年度に比して69.9%の減少となった。
〔第10表〕

(3) 労災休業補償給付の立替貸付

労災休業期間中の労働者の生活の安定を図り、治療に専念してもらうため、日々貸付5,291,000円（貸付延日数1,183日分）、一括貸付55,460円、合計

5, 346, 460円の立替貸付を行なった。

立替金の差額精算3, 197, 643円と合わせて取り扱い合計は271件、
8, 544, 103円であった。

貸付人数は前年度に比して4人減の13人で、取扱金額は35. 3%の減となった。

[第10表、第11表]

(4) 労災立替貸付債権の保全（貸付金の管理、回収）

傷病・通院の確認、労働基準監督署との連携に努め、5, 319, 460円の立替債権の回収を行なった。

[第11表]

(5) 労災休業者の就労自立への支援

労災治癒後、円滑に就労生活に復帰できるよう、立替貸付期間を活用して、権利回復に向けた助言を行なった。住民票の回復、マイナンバーカードの発行、銀行口座の開設、債務問題の解決、年金受給資格の確認、健康保険の加入、建退共の加入、居住の安定化など、多面的な支援を行なった。

3 医療相談、生活身上相談、労働者援護

健康上の理由や一時的な生活困窮で就労の機会を逸していたり、より安定的な雇用を求めている労働者などに対して、職業紹介・求人開拓機能と連携を図り就労に結びつくよう支援に取り組んだ。

(1) 医療相談

① 医療相談

治療が必要な労働者には、(社福)大阪社会医療センターへ診療依頼を行なった。軽度の場合、労働者の求めに応じて傷テープ・軟膏を配付した。

簡易措置件数は、新型コロナウイルス感染拡大のなかマスクが不足し、配布をとりやめたため前年度に比べ25. 7%の減少となった。

診療依頼件数は、新型コロナウイルス感染拡大で通院を忌避する傾向が見られ15. 2%の減少となった。

他機関案内・救急車への通報件数も、新型コロナウイルス感染拡大、緊急事態宣言で来所者が少なかった影響により22. 0%の減少となった。

[第12表]

② 健康管理の推進

高血圧の労働者に対して、健康管理の啓発を行なった。特に、就労開始前の自主的な血圧測定を薦めた。

[第12表]

(2) 生活身上相談

① 総合受付による支援

事業案内を引き続き作成し、簡易宿所及び関係機関の協力を得て、地域労働者に広く周知することにより、何らかの困難に直面した際にセンターへ来所できるよう誘導した。

また、就労・生活相談を強化し、就労支援につなげるための状況把握を進め、相談者との信頼関係の構築に努め、「利用者カード」の発行を行ない、相談者に対しては個別的・継続的・包括的支援を行なった。あわせて、関係機関や地域の支援団体との連携を一層推進した。

新規支援98人中、他機関連携ケースが目立ち81.6%を占め、新規に流入した方の相談が67.3%を占めた。

求職のために来所した方が61.2%だった。また、建設業未経験者も全体の28.6%を占めていた。

来所時の問題は解決したもの、新たに問題が発生する、もしくは来所時に抱えていた他の問題に直面した労働者が期間を空けて再来し、継続支援となるケースが複数あった。複数の問題を抱えている場合、問題解決のためにはかなりの時間を要するため、中長期的な関わりが必要となった。

[第9表-1～3、図表⑨]

※「他機関連携」とは、地域内外の各関係機関・団体の特性に応じて、個別に協力関係を結び支援を行なうもの。

② その他の生活身上相談

日雇雇用保険制度の適正化、社会保険制度の加入促進に関わる動向、とりわけ事業所や労働者が抱える問題などを注視し、労働者保護の観点から対応力の向上を図った。

[第13表]

ア. 戸籍・住民登録等事務手続きの相談

現場への入場・日雇労働被保険者手帳の取得や銀行口座の開設などのために、住民登録などが必要な労働者の相談・事務手続きの援助を行なった。

イ. 就労・生活の安定のため、雇用保険（日雇労働被保険者手帳）の普及・啓発、取得援助を含めた就労相談を行なった。

ウ. 労働力の維持・回復のため、健康保険証の取得にともなう相談を行なった。

エ. 退職後の生活安定のため、建設業退職金共済手帳の相談・取得のための取り次ぎ援助を行なった。

オ. 各種免許証・技能講習修了証を紛失した労働者からの再発行の相談と手続き援助を行ない、就労機会の拡大を図った。

カ. 住居の安定を求める相談を行なった。

キ. 尋ね人、落とし物、所得証明等に関する相談を行なった。

※ ア・キについて

特別定額給付金の申請手続きに関する相談や、住民登録に関する相談、郵便物の取扱件数が大幅に増加した。

※ イ・ウ・エ・オ・カについて

新型コロナウイルス感染症の拡大、緊急事態宣言を受けた出控えにより来所者数の減少が顕著にみられた。また、現場が止まったことや、宿泊援助の受入先である三徳寮が受け入れを停止したことから、相談件数が伸び悩んだ。

(3) 労働者援助

生活困窮状態にある者を就労へ結びつけるため、多様な労働者援助を行なった。

① 短期宿泊援助

就労の意志を有し、就労機会の確保又は労働力の回復が期待できる労働者に対して、大阪

自彊館の協力を得て、必要な宿泊援助を行なった。

また、大阪府簡易宿所生活衛生同業組合・サポートタイプハウス連絡協議会からの協力を得て、無料宿泊提供を行なった。

大阪自彌館三徳寮が、緊急事態宣言期間中に受け入れを停止し、また、入寮者にコロナ陽性者が出了ため、一定期間受け入れを停止した。そのため実績が大幅に減少することとなった。

[第12表、第14表]

② 生活就労援助

賃金・労災書類等の受取りや交通費・食事代などで困っている労働者に必要最低限の援助を行なった。

[第12表、第14表]

③ 労働者疾病予防援助

住居が確保できないため一時的に生活に困窮している労働者に、必要最低限の生活用品などの援助を行なった。大阪自彌館三徳寮への紹介が大幅に減少したため、疾病予防援助もそれに応じて減少した。

[第12表]

III 技能講習に関する事業

地域労働者は、不安定な就労や労働条件によって生活困難な状況に陥り、資格取得の機会さえ得られないことが少なくない。

このため、技能資格の取得を促進し、就労機会の拡大を図ることを目的に、平成5年度から技能資格取得促進事業を行なってきた。平成13年度からは、厚生労働省の日雇労働者等技能講習事業を受託し、建設機械をはじめとした広範な技能講習を実施している。

近年、現場での安全対策の強化に伴い、資格証の提示・提出が義務づけられ、資格取得へのニーズはさらに高まっている。また、地域からは技能講習事業への就労自立支援策としての期待が高まっている。利便性の高い財團施設内で見学可能な講習の実施や、受講相談の増加を図るために、広報・啓発を強化している。さらに、仕事の都合で平日に受講申込が困難な希望者のために、月1回土曜日受付を行なった。

令和2年度は厚生労働省に提出した技術提案書にもとづき、受講者を安定的雇用に導くため、「信頼関係を構築する受講相談」「求職相談によるアフターフォローの充実」「就労継続・定着に向けた総合支援」「関係機関と連携した就労先の開拓」「地域ニーズに対応した講習」のコンセプトを実現すべく、円滑な事業の運営を図った。

厚生労働省に提出した提案書に基づき、57科目460名の募集に対し、申込者は42科目469名、選考は42科目356名、受講者は41科目312名で、修了者は308名となった。

〔第15表-1～2、図表⑩〕

1 スキルアップ・安定的雇用をめざした講習

就労に結びつく効果的な技能講習の取得を支援することにより、技術や安全意識などを高め、就職・就業率の向上を図った。

また、受講者の中には製造・運輸業などで資格を活かして安定的雇用を希望する者も多いため、受講者一人一人に寄り添った支援を図った。

新型コロナウイルス感染拡大の影響による雇用不安を背景に、受講相談が増加した。しかし、緊急事態宣言による講習の中止や就労を優先せざるを得ない状況もあり、受講者は微減した。

(1) 建設業務関係技能講習

- a 車両系建設機械運転（整地他用）②
- b 車両系建設機械運転（解体用）
- c 車両系建設機械運転（基礎工事用）
- d 締固め用建設機械
- e 不整地運搬車
- f ショベルローダー等
- g 足場の組立て等特別教育
- h 玉掛け
- i ガス溶接
- j 足場の組立て等作業主任者
- k 地山の掘削・土止支保工作業主任者
- l 型枠支保工の組立て作業主任者
- m 建築物等の鉄骨の組立て作業主任者
- n 木造建築物の組立て等作業主任者
- o 有機溶剤作業主任者
- p 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- q コンクリート解体等作業主任者
- r 石綿作業主任者
- s 職長・安全衛生責任者
- t 石綿使用建築物等解体等業務特別教育
- u アーク溶接特別教育
- v 研削砥石特別教育
- w 振動工具安全衛生教育
- x 電気取扱（低電圧600V以下）
- y 丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育
- z 粉じん作業特別教育
- イ ダイオキシン類ばく露防止特別教育
- ロ 卷上げ機運転特別教育
- ハ ロープ高所作業特別教育

二 フルハーネス型墜落防止用器具安全帯特別教育

ホ はい作業主任者（新規）

（※ ②は2コース）

（2）運輸業、製造業関係等技能講習〈建設業務にも有効〉

フォークリフト・高所作業車（普免所持者）、小型移動式クレーン（玉掛け有）、床上操作式クレーンは隨時募集に切り替え、フォークリフト（普免所持者）、床上操作式クレーンは追加募集を行ない、受講希望者の確保を図った。

a フォークリフト運転 ②

b 高所作業車 ②

c 小型移動式クレーン ②

d クレーン（荷重5t未満）

e 床上操作式クレーン

（※ ②は2コース）

2 職種転換・安定的雇用をめざした講習

受講者の中には、日雇から脱却し安定的雇用を希望する者や、高齢により体力的に就労可能な職種に転職したいと考えている者も少なくない。

令和2年度は、建設業での就労が困難な高齢者が就労の機会を確保するため、講習計画数の2割以上のサービス産業系講習科目を設定した。
〔第15表-2〕

（1）自動車運転免許職種転換講習

自動車運転免許については、職種を問わず必要とされるものであり、旅客運送業、倉庫・陸上運送業、被介護者等の搬送など、安定的雇用をめざす者に対して実施した。

大型自動車運転免許の2名が修了し就職につながった。運転免許関係は、就職内定者又はそれに準じる努力を行なっている者に絞り込み、職業理解の度合いや円滑な人間関係が築けるかなど、きめ細かなカウンセリングを実施した。そのため、受講者数は計画数より少ないが、修了者の安定的な雇用への移行率は、高いものとなった。

a 大型自動車運転免許

b 大型特殊自動車運転免許

c けん引自動車運転免許

d 大型二種自動車運転免許

e 普通二種自動車運転免許

（2）介護業務関係職種転換講習

① 介護業務体験講習

受講者は1名。受講修了後、常用雇用につながった。

② 介護職員初任者研修

介護業務体験講習修了者が受講を希望していたが、常用雇用での仕事が決まり受講に至らなかつた。

③ 全身性障がい者ガイドヘルパー養成研修

介護業務体験講習修了者が受講を希望していたが、常用雇用での仕事が決まり受講に至らなかつた。

（3）造園・林業・清掃関係職種転換講習

① チェーンソー（伐木）・刈払機（草刈）作業従事者講習

新型コロナウイルスの影響で公園や緑地帯河川の美化公共工事が減少したため、新規取得希望者も減少した。

② チェーンソー・伐木特別教育追加講習

伐木等の作業に関する教育内容が変更され（平成31年2月14日公布、令和2年8月1日施行）、修了者であっても新たに追加講習を受けなければ、施行日以降に業務につくことが出来なくなった。

そのため、対象となる資格所持者に対して、教育内容更新の周知を図り、新規科目として事業所への周知と誘導を強め、センター施設内で実施した。

（4）機械の習熟を図る講習

受講者からは「機械の操縦に自信がついた」「就職意欲が高まり、安定的雇用をめざしたい」との声があり、修了証を所持しているが現場経験が浅く資格を活かせていない者や習熟度を一層高めることにより安定的雇用を希望する者を対象に実施した。

① 建設機械等習熟コース

車両系（整地ほか用）受講希望者に対し、選考会時に講習の周知を行ない、資格取得後の技能の向上を図った。受講者からは「昔は現場で練習出来たが、今は安全対策で練習が出来ない。基本操作を復習しこつを掴み操作に自信がついた」という声が寄せられた。

② フォークリフト等習熟コース

フォークリフト受講希望者に対し、選考会時に講習の周知を行ない、資格取得後の技能の向上を図った。受講者からは「受講により操作感を確認できた。フォークを使う仕事で書類選考のない求人に応募し、求職活動に活かしている」という声が寄せられた。

（5）清掃業務体験講習

修了者は27名となった。1名が財団求人、1名がハローワーク、1名が就労支援ナビゲーターを活用して清掃員のパート労働として就職し、安定的雇用につながった。

新型コロナウイルス感染拡大による求人の減少や携帯電話を持っていない修了者が多く、前年度に比べ就職者が減少した。

（6）ベッドメイキング講座

座学はセンター施設内で実施し、実技は簡易宿所生活衛生同業組合の協力により地域内にあるホテルの客室を借り上げ実施した。

新型コロナウイルス感染拡大によりインバウンド需要が無くなり求人が減少し、安定的雇用につながらなかった。

（7）パソコン講座

カウンセリングを実施するとともに、履歴書や職務経歴書の作成を支援し、就職活動・面接を少しでも有利に進めることや、業務日報・報告書への苦手意識の克服などを目指した。

初級コース2回、中級コースを1回実施した。初級コースは8名が修了し、中級コースの修了者は3名となった。受講修了者1名が地域のゲストハウスの受付で就労が決まった。

3 適切な講習受講・就労に誘導するための取り組み

「受講相談」「カウンセリング」「紹介窓口・求職相談への誘導」「就労支援ナビゲーター」との連携を、技能と就労に関わる総合サポート体制と位置づけ実施した。

また、関係機関や地域の支援団体とも連携し、受講者の安定的雇用をめざした。 [第16表]

(1) 受講相談

単なる要件確認の場ではなく、受講者との信頼関係を築く重要な場となっており、その後の継続した就労支援の成否を握る鍵となっている。

相談者の職業経験や職業能力、希望する職業や雇用形態、就労や生活状況、安定的雇用への意向等を勘案し、適性に応じたスキルアップ・職種転換・常用就職型講習の各メニューを提示し、適切な科目的受講を薦めた。

受講修了後のアンケートを通じて、安定的雇用への意欲の喚起や資格が活かせていないと回答した者へのフォロー、就職者が職場に定着できるようアフターフォローを実施した。

(2) カウンセリングの実施

自己分析や自己理解を通じて講習や就労意欲の向上につなげるため、カウンセラーによる支援を行なった。

スキルアップ型講習の受講者に対しては希望に応じて実施、職種転換・常用就職型講習の受講者に対してはレポートの提出と併せて就労意欲の向上のため受けよう誘導し、きめ細かなフォローを行なった。

安定的雇用を目指す者を対象に、履歴書・職務経歴書の書き方、面接マナー、求職活動の方法などについて、就職活動講習会を実施した。

カウンセリングを実施したケースについてスーパーバイザー・カウンセラー・職員でケース検討を行ない、相談者の理解を深め支援に役立てた。

カウンセリングを受けた労働者から「新型コロナウイルス感染拡大で求人が少なく、求職活動する意欲を失いかけたが、持ち直した。」「面接直前に練習をしてくれたので自信が持てた。」との声が寄せられた。

(3) 紹介事業との連携

受講修了者1名がセンターの求人に応募し、産業廃棄物の事業所で採用された。新型コロナウイルス感染拡大で清掃関係の求人が減少したが、清掃業務体験講習修了者1名を、地域関係団体でもある登録事業所に紹介し安定的雇用に繋げた。

(4) 就労支援ナビゲーターとの連携

選考説明会ではハローワークの求人票閲覧コーナーを設けており、ハローワークの就労支援ナビゲーターが来所し、常用就職希望者に対し就職相談を実施した。あわせて、求職相談後に就労支援ナビゲーターと職員が情報共有することを定例化し、就労支援の質の向上に取り組んだ。

受講件数は62件、その内2名（福祉1、清掃1）が安定的雇用に結びついたとの報告があった。

4 効果測定（事業所・受講者ニーズの把握）

(1) 受講終了時のアンケートの実施

受講修了後に実施したアンケートでは、受講修了者308名に対し295名より回答を受け、そのうち92.9%の286名から「役立った」との回答があり、講習科目設定等が適切であるかの判断材料となった。
〔第16表〕

(2) 就職・就業率の把握

受講修了者のうち、終了した日が属する月の翌月から3か月間に月13日以上就業した日が2月以上ある労働者の割合（就業率）は、5月から12月までの修了者157人の内79人で、50.3%であった。

受講相談者の就労状況等を聞き取り、就労の機会増大につながる科目的実施枠等を調整し、就業率の達成を図った。就職・就業者数を講習科目ごとに整理し、募集人数に対する充足率が50%、就職・就業率が20%を下回る講習については要因分析を行なった。

(3) 事業主の人材ニーズと労働者のニーズ調査

事業主59者、労働者123人から聴き取りを行ない、令和3年度の講習科目に反映させた。
〔図表⑩〕

(4) 独自の受講者ニーズの把握

受講修了3ヵ月後に独自アンケートを実施し、195名より回答があり、94.4%の184名より「資格が役に立った」との回答を受け、「資格が役に立っていない」と回答した受講者には、カウンセリングや就労支援ナビゲーターへの誘導を行なった。
〔図表⑪〕

IV 広報啓発及び福利厚生事業

あいりん地域における当財団の役割、各事業の一層の推進を図るためにには、創意工夫したタイマーな情報発信が欠かせない。

令和2年度は、ホームページやモニター・掲示板などを活用し、労働者・事業所にわかりやすく魅力的なPRを行ない、広報事業の強化、財団の認知度アップに努めた。

1 労働安全啓発及び広報事業

「センターだより」などを通じた労働安全啓発に加え、労災補償制度のパンフレットなどを独自に作成し啓発を行なった。また、日雇雇用保険・健康保険・建退共制度の普及を図り、震災復旧工事や除染作業の事例に対応した労働安全啓発に努めた。

加えて、センターで実施している技能講習、総合受付窓口などの周知のため、ポスターなどを作成し、簡易宿所や関係機関・団体などに広く配布した。

さらに、地域の「萩之茶屋文化祭」などに参加し、財団の認知度アップに努めることとしていたが、新型コロナウイルス感染拡大により中止となった。

2 センターだよりの発行

求人情報や労働関係の啓発・健康知識などの普及を図るため、広報紙「センターだより」を作成し、労働者・事業所、簡易宿泊所、関係機関などに配布した。

令和2年度は、財団が取り組む事業案内や、地域労働者の生活に関わる最新情報等をわかりやすく伝えるよう努めた。

広報誌 月1回 2,500部

3 労働者べんりちょうの発行

日常の疑問やトラブル解決のための機関案内等、労働者の仕事や生活に役立つ情報を掲載した「労働者べんりちょう」を発行した。また、事業所及び簡易宿所、関係機関などにも配布した。

年1回 6,000部

4 労働安全啓発相談

熱中症、新型コロナウイルスを含む感染症、除染作業、アスベストの健康被害など、労働安全の啓発相談を行なった。

特に、熱中症は命に関わる問題であるため、広報紙やポスターを作成し、労働者・事業所双方に対し啓発を進めた。

5 労働力再生のための福利厚生事業

(1) 「将棋愛好者のつどい」の開催

地域労働者の相互交流の機会を提供し、就労意欲の維持と回復のため、日本将棋連盟の棋士の指導を受け「将棋愛好者のつどい春の将棋大会～初心者から一般の方まで～」「将棋愛好者のつどい」を開催することとしていたが、6月は新型コロナウイルス感染防止の観点から中止した。10月は感染防止対策を徹底した上で実施した。

年各1回 6月中止・10月27日参加者 25名実施

(2) 「たそがれコンサート」の開催

地域労働者はもとより、地域住民にも広く親しまれる行事として定着している。

令和2年度も、大阪府立淀川工科高等学校吹奏楽部の協力を得て、萩之茶屋南公園（通称：三角公園）において「たそがれコンサート」を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止した。 年1回 9月中止

V 収益事業等

1 自動販売機事業

施設利用労働者の福利厚生のため、自動販売機を設置し、飲料等の提供を安価で安心して受けられるように運営を行なった。

また、携帯電話を持たない施設利用労働者のために、公衆電話を設置し、運営した。

令和2年度は、特別定額給付金手続きのため、公衆電話を利用する方が多く、1.45倍（58,030円）の利用となった。

2 その他事業

仮移転後、周辺地域に混乱が生じることを回避するため、労働施設部分が空きとなった建物の内部・外部に異常がないかを管理する業務を施設所有者から委託を受け実施した。

コンクリートの劣化が進み、天井からの落下が数カ所みられた。

アスベスト調査やP C Bの入った照明器具の処理、廃棄物の処理等を安全に進めた。